

現代日本語における「人」と「人間」の 用法の基礎的分析（四）

西 本 恵 司

(受付 1998年10月15日)

Contents

Part 4. An analysis of the usage of the speaker-indicating 'hito'

§. 1 On T. Suzuki's main ideas of the speaker-indicating 'hito'

§. 2 Discussions:

Discussion 1. On the expressions with 'hito'

Discussion 2. On the meaning of 'hito'

Discussion 3. On the hearer's point of view

Discussion 4. On refusing the relationship with others

Conclusion

はじめに

本稿の課題は、発話者が発話者自身を指して「人」というとみなされている、そのような「人」の用法について、用法と意味を検討することである。例をあげよう。

1. 「そんなに人の顔を見るのはよし給え」(雌花)

2. 「なにさ、そんなもので、ひとをおどかさうっていうの」

「たのむからだまっててくれ。このまま横浜へ行かしてくれ」(事件)

3. 「まったく……」

浅見は切れた電話に向って、悪態をついた。

ひとをラーメンの出前か何かと間違っているのは、大いに面白くない。

(菊池)

4. 「あの連中は、スパイみたいなもんだ、まったく。ひとがいつ出かけて、いつ帰ったか、みんな知ってるんですからね。なん時に帰ろうが、

こっちの勝手じゃないか」(夜の)

鈴木孝夫は、この種の「人」を自称詞とみなして、その意味用法を自身の自称詞論で展開している。本稿は、鈴木説に異義を提出し、別様の解釈を試みるものである。

鈴木説では、この種の「人」の用法の意味は、話者が相手に対して他人であることを宣言することだと理解されている。「話者が相手に向って自分のことをひとと称するということは、私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為である。」(鈴木, 1976, p. 56) と。

これに対して、本稿では、この種の「人」の用法は、行為の内容のありさま如何に関わることであり、他人であることを表明することではない、と解釈する。そして、鈴木のように、この種の「人」の用法について、それが自称詞とみなされる場合に限って考察するのでは、この種の「人」の用法の意味の理解に限界があると考ええる。

さて、以下の論述では、まず、鈴木説の要点を整理し、ついで鈴木説のいくつかの論点を批判するという仕方で、自説を展開することにする。

なお、本論中の用例の引用のうち、出典を略記しているものについては、以下に略記と出典をまとめて挙げておく。

- | | |
|--------|--------------------------|
| (雌花) | 「雌花」大岡昇平著 大岡昇平全集V 筑摩書房 |
| (事件) | 「事件」大岡昇平著 大岡昇平全集VI 筑摩書房 |
| (菊池) | 「菊池伝説殺人事件」内田康夫著 角川文庫 |
| (夜の) | 「夜の触手」大岡昇平著 大岡昇平全集V 筑摩書房 |
| (パナマ) | 「パナマ運河の殺人」平岩弓枝著 角川文庫 |
| (青の) | 「青の伝説」平岩弓枝著 講談社文庫 |
| (流れる星) | 「流れる星は生きている」藤原てい著 中公文庫 |
| (シナプス) | 「シナプスの入江」清水義範著 福武文庫 |
| (パステル) | 「焦茶色のパステル」岡嶋二人著 講談社文庫 |

1. 鈴木説

鈴木説における、発話者が発話者自身を指して「人」というこの種の「人」の用法の理解には、いくつかの特徴がある。

鈴木は、現代日本語の自称詞について、自称のしくみ・構造を説明する「自称詞論」をまず構築した。そして、この種の「人」の用法が「あきらかに自称詞の一種として機能している」とみなされることから、この種の「人」の用法も、先の「自称詞論」と「同様の説明が可能」（鈴木、1976, p. 56; 1996, p. 145）であると考えられた。

鈴木説の特徴は、この種の「人」の用法とその意味の理解とを「自称詞論」として展開していることである。

本論では、この種の「人」の用法とその意味の理解とを「自称詞論」として展開することの是非を問題とすることになるが、ここではまず、鈴木説の主要な考え方を見ておくことにする。

以下では、自称詞とは何か、そして「自称詞論」を支える中心的な概念である「相手依存の相対的（間接的）自己規定」という考え方について、そして発話者を指して「人」という用法についての鈴木の考えを、論点に必要な限りで、概括しよう。

1-1. 自称詞とは何か

自称詞はわたし・ぼくなどの第一人称詞のように、発話者が自己を言い表すことばであるが、日本語には、それ以外に親族用語とか地位・資格を表すことばなどが、自称詞として用いられている。例えば、子供を前にして父親が自分のことをお父さんとかパパと言ったり、生徒に対して先生が自分のことを先生と言ったり、先輩が後輩に対して自分のことを先輩と自称したりする。このように自分を指すことばを自称詞と言う¹⁾。

1) 例えば親族関係を例にとると、あることば（「おとうさん」）を自称詞として使える関係は決まっていて、その自称詞で、それが誰を指すか、どういう関係かがわかるのである。註10) 参照。

鈴木は、この自称のしくみを「相手依存の相対的（間接的）自己規定」という考え方で説明した。

1-2. 「相手依存の相対的（間接的）自己規定」について

現代日本語の自称のしくみあるいは構造を特徴づけるのは、鈴木によれば、それが「相手依存の相対的（間接的）自己規定」という性格を持つということである（鈴木, 1976, p. 56; 1996, p. 145）。

これは日本語の自称詞は、話し相手によって様々に変わるという考え方である。「話者が自分を指す言葉を色々と使いわける現象」は、「話者の言語的自己規定」と鈴木によって呼ばれている（鈴木, 1972, p. 243）が、日本語において話者が言語的に自己規定する方法は、「対象とか周囲の状況などとは無関係に、自発的独立的になされる」（同上, p. 246）のではなく、「相手から自分を見たら、一体自分は彼の何に相当するだろうと考えてのこと」（同上, p. 247）である。日本語は対象に依存した言語的自己規定を行う言語だとする考え方である。

ところで、こうした自己規定の仕方は、自分と相手がともに含まれ、しかも共通に是認する人間関係あるいはハイアラキイ（秩序階層）の存在を前提としている。「人は、自分の家庭をはじめとし、職場、社会、その他いくつかのハイアラキイに属しているものである」し、「自分と相手を含むハイアラキイの中の相手と自分の相関関係から、言語的に、どのように自己を把握するかが決定されるのだ。」（鈴木, 1963, p. 366-367）。

こうした自己規定の仕方を支える文化社会的関係を鈴木は「社会的枠組」（鈴木, 1987, p. 74）とも言い、このような枠組の中で相手の立場から自分の座標を規定するのが、自称のしくみであるとする。

鈴木が自称の例としてよく挙げているのが、「父親が子供に対し自分のことをお父さんあるいはパパと呼ぶ自称の仕方」とか、「小学校の先生が生徒に対して、自分を先生と称する」こととか、「大学の先輩が後輩を前にして、自分のことを先輩と自称」することであり、それぞれには「親族体系（あ

るいは関係」という枠組」と類比的な枠組が設定されていると考えるのである（鈴木，1976，p. 55-56）。

ところで、「社会的枠組」に基づく人間関係の用語を用いて自称するしくみには、もう一つの重要な前提がある。それは、自分も相手もある枠組中の関係に基づいて相互に言語的に自己規定することを許し合っている、あるいは認め合っているということである。そのような心情的な関係を、鈴木は「心理的な共通の枠」とか「同調的枠組」とか「共感同調的つながり」と表現している（同上，p. 56-57）。

1-3. 発話者が発話者自身を指して「人」という用法について

鈴木はこの種の「人」も自称詞とみなしているので、この種の「人」の用法とその意味の理解は、先に概括した「自称詞論」と整合性をもって、説明できると考えている。

まず、この種の「人」ということばの、ことばの意味が、次のように理解される。

「ひとということばは、人間を総称的に把握する用法を除けば、すべて自分でない他人，他者という共通の意味を持つことばである。」（鈴木，1976，p. 56; 1996，p. 146）

次に、この種の「人」の用法について、その意味（どのような用いられ方をしているかの理解）は次のように把握される。

「自称詞としてのひとは、話者にとって嬉しかったり、楽しかったりする事柄の場合には使われていないということである。反対に相手から何かの心理的な被害を蒙ったという気持ちが一様に見られる。そこで当然の結果として相手に対する話者の関係は、怒り，不満，焦燥，非難といった一種の心理的対立の性質を帯びている。」（鈴木，1976，p. 55; 1996，p. 143）

以上のような、ことば上の意味の理解と、用法上の意味の理解は、「自称詞論」としては、どのようなこととして了解されるのであろうか。

「自称詞論」の要点は、自称とは「相手依存の相対的（間接的）自己規

定」であるということ、そしてそれを可能にする、発話者と相手とが共に含まれる「社会的枠組」が存在するということである。

この種の「人」の用法を「自称詞論」として説明するには、「人」と自称する言語的しくみがこの二点から明らかになるというものでなければならぬ。そしてなおかつ、この種の「人」の用法上の意味が、それによって、よく解釈できることが必要である。

鈴木説でこのような点がどのように説明されているか見てみよう。

まず、「相手依存の相対的（間接的）自己規定」というしくみについていえば、この種の「人」の用法は、まぎれもなく「相手の視点」（鈴木，1976，p. 56）である，とする。つまり，相手の立場から見て「人」である，そのことばを発話者が自称するという事態が成立している，とする。

「話者が自分を自らひとと呼ぶことが出来る視点とは，相手の視点に他ならない。」（同上，p. 56）

そして、「話者が相手に向かって自分のことをひとと称するということは，私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為なのである。」（同上，p. 56）

鈴木説において、「人」というのは「他人」を意味する。自分を相手から見ると「人」とすることは、「わたし」は「他人」だよ，ということだと理解されているのである。

では次に，発話者と相手とが共に含まれる「社会的枠組」についてはどうであろうか。発話者が「人」と自称する場合には，この枠組が「拒否」されている，という。

「相手の立場から自分を見ながら，同時に自分と相手を共通に含む同調的枠組を拒否する時に，話者は始めて相手にとっての他者，つまりひとの資格を獲得するのだ。」（同上，p. 56）

自分を「人」と自称することは，「他人」であることを宣言することであり，それは，「社会的枠組」にある心理的共感のつながりを拒否することだと理解されているのである。

このようにして、発話者自身を指す「人」の用法は、鈴木においては、自称詞論として展開することが可能である、と考えられているのである。

2. この種の「ひと」の用法の理解

さて、本論では、このような鈴木説に対して、全体的に言えば、この種の「人」の用法の理解を、「自称詞論」として語ることへの疑義を展開することになるが、主要な論点は、次の二点である。

まず、この種の「人」ということばの意味を「他人」としている点である。

次に、この種の「人」の用法上の意味として、「一種の心理的対立の性質をおびている」（同上，p.55）という考え方は是認できるが、それをどう理解し解釈するか、という点である。

この二点については、以下に、次のような論点の考察を通して、自説を明らかにしていきたい。

1. 「人」を使った、「すべきこと」「すべきではない」という表現について
2. この種の「人」のことばの意味を「他人」と考えるのは適切か
3. 「相手の視点」について
4. 「同調的枠組の拒否」という考え方について

2-1. 「人」を使った、「すべきこと」「すべきでない」という表現について
私達は日常の振る舞いについて、「人」を使った、これはしてはいけない、こうすべきだ、こうした方がいいなどという表現を用いている。例えば、「人に迷惑をかけてはいけない」とか、「人のものをとってはいけない」とか、「人のいやがることをしてはいけない」などの表現を用いて、自分の行動についても、他者の行動についても、注意したり、戒めたり、諫めたりしている。自分ばかりではなく、他者にもそれを遵守することを求めているのである。あるいは、自分よりもむしろ他者に要求することの方が多い

と言えるかもしれない。

母親はよく子供の動作、振る舞いに注意して、「人の邪魔しちゃだめよ」とか、「人の迷惑になるよ」と言って、子供の動作を禁じたりやめさせたりするが、その状況をすこし考えてみよう。

母親が子供に個々の動作をやめさせることを言うのではなく、「すべきではないこと」を言って、やめさせたりするのは、その場に人がいる時には、なおさら多いのではないだろうか。人がいなければ、子供の個々の動作をやめさせることを言うことの方が多いのではないか。例えば、「そこに三輪車置かないの」とか言うように。

ところで、その場に人が居合わす場合に、個々の動作をやめさせるのではなく、個々の動作なり振る舞いが「すべきではないこと」(例えば、「人の邪魔をすること」「人の迷惑になること」)にあたるから、そのような個々の振る舞いをしてはいけないというしかり方は、どのようなこととして理解できるであろうか。

母親の注意の仕方を次の三通りで比較してみよう。

まず、(1)個々の動作をやめさせる注意。例えば、「そこに三輪車置かないの」など。次に、(2)「そこに置くと、おじさんの邪魔になるよ (なるでしょう)」という注意の仕方。そして、(3)「人の邪魔になるよ (なるでしょう)」という注意の仕方。

(2)と(3)には、ある動作をしてはいけない理由が述べられている。(2)は、個々の動作が引き起こす個々の事実に結果を、理由として述べ立てたものである。

それに対して(3)は、ある動作がおじさん個人にとって不都合だからやめなさいと言うのではなく (これは(2)にあたる)、誰にとっても邪魔になる (あるいは迷惑になる) ことはしてはいけない、ということを経験として言い立てていると考えられる。

つまり、「人」を用いた表現は、個々の動作や振る舞いが引き起こす結果をより一般的に述べ、それが一般的にどのような行為にあたるかを述べて

いるのである。

さて、(2)(3)のしかり方には、以上のような違いがあるが、その違いは鈴木説ではどのように考えられるであろうか。

(2)は「おじさん」が使われているように、ある「社会的枠組」を是認した上での発話である。では(3)はどうであろうか。この場合の「人」は自称詞ではないので鈴木説の自称詞論では取り上げられる余地がない。しかし、この「人」は「他人」を表すというわけだから、「他人の邪魔になるよ（でしょう）」という発話として理解される²⁾。

ここには、注意すべき大きな問題があると言えるのではないか。何故なら、自称詞の用例として扱われている「人」を用いた表現の用法の意味の理解にとって、この種の「人」を用いたべきであること（ないこと）という表現の意味の理解は、不可欠であると考えられるからである。しかし、鈴木説（の自称詞論）では、当然のことではあるが、そのような表現に対する考察は欠落している。つまり、鈴木説では、べきであること（ないこと）を表現した「人」を用いた表現に、何ら言及することなしに、それが自称詞の用例である限りで、その場合の「人」の用法の意味を語ろうとしていると言えるのである。では、その場合に、問題とされている意味とは、一体どのような意味かということになるが、それについては以下でそれぞれ検討するつもりである。

ところで、我々は「べきであること（ないこと）」を、日常、「人」の表現を用いて言い表しており、それを共通の理解としていわば社会的に共有していると言えるのではないだろうか³⁾。

母親の(3)のような注意の仕方は、母親と居合わす人とは、この共通の理解の共有を「再認」させると同時に、そのことによって、近所の誼（よし

2) 心理的対立の原因を表現する言い方を、どのように理解するかということは、原因の捉え方に、大きく影響する。

3) 本論では、この種の「人」は「べきであること（ないこと）」を表現する場合に用いられる「人」であることを重視して、そのなかでこのような「人」が発話者自身を指す用例について、その意味を考えようとする。

み) や感情的共感が保たれる, と言えよう。

2-2. この種の「人」のことばの意味を「他人」と考えるのは適切か

鈴木説では「人」ということばの意味について, すこし触れられているが(鈴木, 1976, p. 43-44; 1996, p. 132-134), 「人」が他者・他人を意味するという理解が特に重要視されている点が注目される。

「私がこの論文で明らかにしようとしていることは, 一体どうして元来人間一般, あるいは他者を指すひとが, このように自分を示すことができるかの言語的なしくみであり, その解釈である。」(鈴木, 1976, p. 44)

「ひとということばは, 人間を総称的に把握する用法を除けば, すべて自分でない他人, 他者という共通の意味を持つことばである。」(同上, p. 56)

「話者が相手に向かって自分のことをひとと称するということは, 私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為なのである。」(同上, p. 56)

「人」ということばの理解のうち, 「自分以外の他者を意味する」という表現は注意を要する。というのも, 「人」が他者を指すことを, 直ちに, それは「他人」を意味すると理解すべきではないからである。何故なら, 他者を指すことと, それが「他人」を意味することとは, 別のことであり, 他者を指す「人」の用例ではあっても, それを「他人」で言い換えることのできないものも多いのである。そのような例を挙げよう。

1. 甲板を人が歩いて来た。
暗いのでよく見えないが乗組員のようなのである。(パナマ)
2. 人が動いたのは, その灯影の中である。(青の)
3. 「今しばらくの我慢だよ。おばあちゃんの家へ帰ったら, 白いご飯を山のように盛ってあげるからね。人の食べるところなんか見るものじゃない」(流れる星)
4. 「……, そしたら光照がちょっと人に会ってくるって, ロッジを出て

行ったの。……」（青の）

5. 「たしかです。人が来た時は、すぐこの柱時計を見る癖があるので、おぼえています」（夜の）

これらの「人」は確かに他者を指してはいるが、「他人」と言い換えるのが不自然、あるいは不可能に感じられる。このことは、「他者」を指してはいるが、「他人」とは捉えられない、捉え方があるということの意味している。

そして、筆者はこのような「人」の用法が、発話者が自分を「人」と指す場合の「人」の用法の理解に不可欠であると考ええる。

これらの「人」の用法を理解するために、前稿⁴⁾では「人と人」という表現を媒介に利用した。一つだけ例を挙げておく。

6. 人は一人では生きていけない。だから人と人の協調ということが、大切になってくる。自分のことも大切だが、なによりも人のことを大切にし、どうすれば役に立つことができるかを、考えたい。（中国新聞、広場、98.3.8）

「人と人」という表現は、個人と個人が向き合い、端的に相手を「人」と指すことを意味している。そしてそれは、例文1、2のように、対象を端的に「人」と指示する用法と同じである。しかし、違うのは、例文1、2が具体的現場で知覚している対象を指示しているのに対して、例文6は、現場での個人と個人の向き合いを念頭において、「人」が用いられている点である。それは例文4、5も同様である。

ところで、ここに挙げた各例文の「人」の用法を、例文1、2と例文3、そして例文4、5、6とに分けることができるが、その場合例文3の特徴はどのように考えられるであろうか。

4) 拙稿「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析（三）」広島修大論集 第39巻 第1号 1998, p. 288 参照。

例文 3 は、先の 2-1. で述べたように、母親が子供のある振る舞いを禁じようとしている表現で、言うまでもなく「人の邪魔をするんじゃない」など、「人」を使った「すべきでない」ことを表した表現の一種である。その場合の「人」の用法はどのように理解されるであろうか⁵⁾。

このような「人」は、その場に居合わす人を指して用いられている、と一応考えることができるが、前稿で考察したように⁶⁾、「偶然居合わす(ことになった)人(たち)」を、その現場において指す場合には、普通、「他の人」が用いられる。例を挙げよう。

7. 子ども達には周りが見えていないのである。……。無理もないと思ったが「自分たちだけが乗っているんじゃないよ。他の人の迷惑になるからやめなさい」としかった。(中国新聞, 広場, 97.11.9)

例文 3 も例文 7 もともに母親が子供をしかっている例文であるが、その場合に、「他の人」を使ったしかり方と「人」を使ったそれとの違いが考えられるが、ここでは、居合わす場で、両方が使われることを確認しておきたい。

また、居合わす場を念頭に置いた場合にも、「人」が使われることも確認しておこう。例文をあげよう。

8. しばらくして、突然中年のおばさんに怒鳴られました。「あんたたち、荷物ひざの上におきなさい。他の人が座れないじゃないの!!」こんなに言われたことがなかったので、びっくりしました。(朝日新聞, 声, 97.1.18)
9. それから私考えました。ゆとりとは、他の人のことを考え、譲り合う

5) この種の表現において用いられる「人」であるという点に対する考察が鈴木説では欠落している(2-1. 参照)。また、これが欠落したままで、心理的対立を表わす言語表現において、どうして自称詞と考えられる「人」を用いた表現になるのか、という問題の立て方になっている。

6) 前掲拙稿, p. 213-214 参照。

心。たくさんではなくても、できるだけ人に親切にふるまうこと。それが豊かな社会をつくるための一歩になると思います。（同上）

例文8は、居合わす現場において語られているので、例文7同様、「他の人」が用いられている。しかも、ここで発話者が自分たちのことを指して、「人」ではなく「他の人」を用いているのである。例文7, 8は、先の2-1.の表現を使えば、事実に結果を理由として述べたもので、そのようにして、ある振る舞いをやめさせようとしている、と考えられる。

それに対して、例文9は、そのような現場を離れて、しかもその現場での出来事を念頭に置きつつ語られており、ここに「人」を使ったすべきこと、する方がいいことなどの表現が出ている。つまり、現場の事実をもう一度振り返って見るとき、より一般的に言い換えられた表現として、「人」を用いた表現が現れているのである。

ところで、例文3は、「人」を使った「すべきである（ない）」ことを表した表現であると考えられるが、しかも、「他人」とも「他の人」とも言い換えられると考えられるのだが、このような事態はどのように考えられるであろうか。

それについて述べる前に、「他者」を指して「人」という用法を整理しておきたい。その用法は、大きく四つに分類される⁷⁾。(ただし、この分類は、場面による区別 [(1), (2), (3)-①] と、意味の区別 [(3)-②③, (4)] が混在している。)

- (1) 具体的現場で知覚された対象を指して用い、「他の人」とも「他人」とも言い換えられない。
- (2) 居合わす現場で用いられる場合で、この場合には「他の人」での言

7) この分類は本稿に先立つ二つの拙稿、一つは前掲拙稿 (p. 223-224参照) ともう一つは、「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析 (一)」(広島修大論集 第37巻 第2号, 1997, p. 375-379参照) に基づいている。なお、前者に関しては本論末尾の補記参照。

い換えは可能だが、「他人」での言い換えは不自然に感じられる。

- (3) 一般に他者を表すと考えられる場合で、それには次のような三種類がある。
- ① 居合わず現場を離れてはいるが、個別具体的な状況が念頭にある場合で、この場合は「他人」「他の人」で言い換えられる。
 - ② 当事者以外の人を指す場合で、特定の個別具体的な人物が思い描かれているのではない場合には、「他人」「他の人」で言い換えられる。
 - ③ 自他の対比の視点で語られている場合で、その場合には「他人」で言い換えられるが「他の人」での言い換えは不自然に感じられる。
- (4) 端的に相手を「人」と指示する用法で、この場合には「他人」や「他の人」での言い換えが不自然に感じられる。

この節にあげた例文をそれぞれあてはめれば、例文 1, 2 は(1)の用法と(4)の用法に、例文 4, 5 は(4)の用法に、例文 7, 8 は(2)の用法に、例文 9 は(3)の①にそれぞれ相当する。

ところで、例文 3 と例文 9 について言えば、それぞれの「人」を「他人」や「他の人」での言い換えができる。例文 9 は(3)の①とみなせば、「他人」でも「他の人」とも言い換えられるが、(4)と考えれば、「人」が自然である。また、例文 3 については、「他人」とも「他の人」とも言い換えられると考えられるが、その場合には、(2)と(3)の③として理解されている、とすることができる。

だが、例文 3 のような「人」は、「人」を使った「すべきである (ない) こと」の表現が、居合わず現場において用いられた例として考えられる。そのような表現は、「行為の内容のありさま」に関わった表現、つまり子供のしていることがどのような行為にあたるかが述べられていると考えるのである。そして、そのような表現では、この「人」が誰を指すかは、発話さ

れるコンテキストによって決まる。従って、たとえ「他人」「他の人」との言い換えが可能でも、直接的にその場に居合わす人をそのように指示していると考えerのではなく、それは、この表現が発話される状況によって、そう理解できると考えるのである（詳しくは、次節で述べる）。

このような考え方は、例文9の場合にも適用できる。「人に親切にしなければならぬ」という、とるべき行為のありように関わる表現が、ある居合わせた現場を念頭に発せられると、この場合の「人」はその状況に応じて「他の人」とも「他人」とも言い換えられると考えられる。つまり、「他人」や「他の人」との言い換えが可能になるのは、この種の「人」を用いた表現を具体的状況・現場にあてはめてみた場合であり、それに応じて、言い換えの可能性が生じると考えるのである。

「人」ということばは、「他人」と言い換えるのが不自然と考えられる用法もあるし、また、すべきである（ない）ことという「人」を用いた表現は、行為の内容に関わる表現であって、直接的に「他人」や「他の人」を意味するとは考えない。「他人」や「他の人」を意味するのは、それが用いられる状況によると考えるのである。

2-3. 「相手の視点」ということについて

発話者が自分のことを指して「人」と言う例として、以下のような文例がある。

1. ひとの名前を間違えることの非礼さがわかっていないのであろうか。
おれは草並立雄などという人間ではない。(シナプス)
2. 「人の気も知らないで」
美美子が脹れっ面をして言った。(パステル)
3. しかし二人の奥さんから抗議が出た。
「ね、藤原さん、人の安眠妨害しないでよ」(流れる星)

これらの各文の「人」は、それぞれ「おれ」(1)のことであり、「美美子」

(2)のことであり、「二人の奥さん」(3)のことである、と考えられる。

鈴木説では、「対話の場面で話者が自分を自らひとと呼ぶことができる視点とは、相手の視点に他ならない」(鈴木, 1976, p. 56) とされる。

これらの各文の「人」について、鈴木の言うように、話者が相手の視点から自分を「人」と呼んでいる、と理解できるのは、この場合の「人」を「わたし(例文3は「わたしたち」)」と考えているからではないか。実際、鈴木も「勿論どの作品にも、ひとということばは、ここに挙げたよりも遙かに多く用いられているが、ひとが明らかに話者自身を指す代名詞として解釈できる場合のみを拾ったのである。」(同上, p. 53) と述べている。ここで明らかに鈴木は、話者が、「わたし」を相手の視点から見て、「人」と言っている場合のみを扱うと、宣言している。

しかし、この「人」は話者自身を直接意味する代名詞ではなく、前節(2-2.)でも触れたように、状況によって「話者」を指しているにすぎないと考えられるのであるが、鈴木はその点については論じていないのである。

次のような例を考えてみよう。

4. 「君, そんなふうにも人を悪し様に言うもんじゃないよ」

このような発話において、「人」が誰を指すかは、この発話だけからでは決定できない。ここで言われているのは、「君」が「人を悪し様に言う」ということである。しかもそのような行為はなすべきではなく、なすべきことではないようなことをしている、というのが非難の中心である。この「人」が誰を指すかはこの発話がなされたコンテキストによって決まる。それは、発話者自身のこともあれば、その場に居合わず「他者」のことでもありうるし、その場にはいない第三者のことでもありうる。つまり、この「人」が誰を指すかということとは関係なく、この発話の非難の意味を語るることができるのである。ところが鈴木は、この発話のもつ非難の意味を、発話者が自らを「他人」と宣言することだけを根拠に語ろうとしている。しかし、果してそれはこの発話のもつ非難の意味を解明することになるであ

ろうか⁸⁾。

さて、上記の例文に話を戻そう。

これらの各文では、「ひとの名前を間違える（こと）」(1)、「人の気も知らない（こと）」(2)、「人の安眠（を）妨害する（こと）」(3)、というそれぞれの事柄が行われたことに対する非難を述べていると考えられる。そしてそれを行った主体は、例文2、3では、対話の相手であり、例文1では、第三者である。その主体がなしたことに関して、発話者が非難しているのである。その非難を、例文3を例にとれば、「あなた」がしたことは「人の安眠を妨害すること」だ、つまりすべきでないことをしているのだ、という仕方で行っている、と考えるのである。したがって、ここで「視点」を問題にするのであれば、「相手」がしていること（の一般的意味理解）を「相手」の立場から言っている、そういう仕方では「相手の視点」を考えるべきである。

次の二つの表現を比較しよう。

5. 「あなた、人の安眠を妨害しないでよ」
6. 「あなた、わたしたちの安眠を妨害しないでよ」

この種の表現の仕方（例文5）は、先の2-1.で述べたように、相手の行為がなすべきではない行為にあたることを、「人」を用いたより一般的な表現を使って、指摘することによって、その行為を非難し、やめさせようとするところに、この表現の眼目がある。「わたしたちの安眠を妨害している」ことに怒り、それをやめさせるために、「すべきではないこと」を「あなた」はしている、という表現の形をとっているのである。「相手の視点」でああなたがしている行為の内容を語る表現である、と考えるのである。これらの表現においては、「人」を用いた表現をとっていることが、要なのである⁹⁾。

8) ここには非難の理由・原因のとりちがいが生じている。

9) このような表現が心理的対立の原因を説明すると考える。

それに対して、鈴木説では、「わたし」は「他人」だとする捉え方がこの種の表現の意味の理解の根拠になっている。

「人」ということばは、話者が相手から見て自分を「人」と言うのであり、その意味は、「わたし」は「あなた」から見れば「他人」だ、ということだとするのである。

そうすると、例文 5 の表現の意味するところは、他人の安眠を妨害するな、ということである。鈴木は言う。「『おれはお前からとやかくいわれることはない、お前にとっておれは他人だ。つまりお前の力、権限、干渉の範囲外の人間だ。それなのに何だ』というような気持が自称のひとを支えていると考えられる。」(鈴木, 1976, p. 56)

鈴木説では、「他人」であることの確認が、この種の表現が非難であることの根拠になっている。そして非難の内容は、他人である自分の邪魔になっていることである。他人である自分の邪魔をするな、干渉するな等々というわけである。

どのような根拠で、この種の表現が相手の行為に対する非難である、と考えるのかという点に対して、以上のような違いがあると言える。

ところで、鈴木説で、考察の対象となっている、この種の「人」を用いた表現は、そのほとんどが対話におけるものである。挙げられている例文にしても、「対話の場面」(同上, p. 56)に限られているように思える。

しかし、この節の例文 1 や、「はじめに」の例文 3, 4, また、前節の例文 9 などのように、実際の対話や現場を離れて、しかもその現場を念頭におきつつ語られる場合にも、この種の「人」を使った表現が出てくる。

しかし、鈴木説のように「他人」であることが非難の中心であるとすれば、その有効性は、面と向き合っている対話の場での言い合いにおいてこそ、最も大きいと考えられる¹⁰⁾。そうした現場を離れた場合の、非難の有り

10) この種の「人」が本来誰を指示するかはコンテキストによって決まるのだが、対話のように向き合った状況では、そのことが見えにくくなる。そして対話のな

様はどのように理解されるのであろうか。

それに対して、本論では、すべきではないということに抵触する行為をされたという点に、非難の中心はあるのであり、それは対話の現場であろうと、それを離れた場合でも、非難の中心であり続けると考える。

この節の例文1は、そうした例文である。ここで非難されている（「非礼」と思われている）のは、「ひとの名前を間違えること」であり、それは「すべきではない」こととして考えられているのである。そのすべきではないことを第三者の相手がなしたことが、非難されているのである。

このように考えれば、対話の現場を離れた表現についても、対話の現場と同じ様に理解できる。

ところで、前節の例文9に関するところでも述べたのであるが、この種の「人」の表現は、こうした現場を離れた場面でも用いられる点をもっと重視すべきである。

2-4. 「同調的枠組の拒否」という考え方について

ここで問題としたい点は、相手に対する非難は、どのような仕方で可能か、という点である。言い換えれば、相手を非難するということの構造を、この種の「人」を用いた表現に即して考えてみたい。

先に見たように、鈴木説（特に、その自称詞論）では、それを考察するにあたって、様々な秩序階層をなす人間関係を意味する「社会的枠組」という考えと、その枠組の中では、その相互の関係をお互いが是認するという「心理的な共通の枠」「共感同調的つながり」が認められることが、議論の前提であった。

前節の例文3と、それを言い換えた、例文5、6を再び取り上げて検討しよう。

鈴木説によれば、例文6のように、お互いを、お互いを含む関係でそれ

↓
かで、「おとうさん」などの自称詞と同様に、相手から見た「何」という形で、鈴木説では論じられることになったと思われる。註1) 参照。

それにふさわしく、呼び合った表現は、たとえその内容が非難であっても、「共感同調的つながり」は保たれている、ということになる。

それに対して、例文 3 や例文 5 のように「人」を用いた表現になると、「他人」であることを宣言するわけであるから、これまでの人間関係を、従ってまた共感的なつながりを離れ、それを断つということになる。それを鈴木説では、「同調的枠組の拒否」と言っている。

「相手の立場から自分を見ながら、同時に自分と相手を共通に含む同調的枠組を拒否する時に、話者は始めて相手にとっての他者、つまりひとの資格を獲得するのだ。」(鈴木, 1967, p. 56)

また、「相手に向って共感同調的なつながりを断つことを示す」(同上, p. 57) とも言われている。

また、「『よくもひとをぶったな』『ひとの気も知らないで何さ』のような文に見られる自称詞ひとは、話者が対話の相手から何かしらの被害を蒙ったと感じ、相手に対して心理的な対立拮抗状態に入り、相手に向って共感同調的なつながりを断つことを示す、相手依存型の言語的自己規定である。」(同上, p. 57)

問題は、依然として、「非難」の表現がどのようにして可能となるか、ということである。

鈴木が述べている例(例えば「よくもひとをぶったな」)の「ひと」を「おれ」などの他の自称詞に変えても、やはり「心理的な対立」があることは「ひと」の場合と同じである。それを「おれ」などの自称詞では、「共感同調的なつながり」は断たれておらず、「ひと」と「自称」すれば、それを断つことになるというのは、無理があると言わざるをえない。

ただし、鈴木説でも、「ひと」の場合と、「おれ」の場合に違いがあることは認めている。とはいえ、その理解が本論の立場とは違っている。

本論の立場は、「よくもひとをぶったな」という発話と、「よくもおれをぶったな」という発話の違いは、怒り・非難の理由づけが違い、前者は相手の行為のありさまをその理由として言い立てているのに対して、後者は

ただ相手の行為自体をその理由として言い立てている、と考える。そして、相手の行為のありさまは、我々が共有しているはずの、「人」を使った「すべきであること（ないこと）」として表される共通の理解から測られたことになる。つまり、前者の場合は、お前のしたことは共通の理解にもとるではないか、という主張になっている、と理解するのである。

一方、鈴木説では、その違いが、「ひと」は「他人」を意味するという、ただこの一点だけでしか問題にされておらず、その一点だけで、この種の「人」の表現の意味を理解しようとしている。

鈴木説では、先の2-3.でも述べたように、「ひと」が自称詞とみなされるものにだけ検討の対象が限られていること、従ってまた、先の2-1.でも指摘したように、「人」を用いた「すべきであること（ないこと）」という表現の意味をより広く検討することがなされていないと言える。

鈴木は言う。「『おれはお前からとやかく言われることはない。お前にとっておれは他人だ。つまりお前の力、権限、干渉の範囲外の人間だ。それなのに何だ』というような気持が自称のひとを支えていると考えられる」と。（同上，p. 56，傍点筆者）

ここでは「人」を用いた「同調的枠組を拒否する」発話行為は、心理的対立の心情・気持が「支えている」と言われている。言い換えれば、心理的対立の心情はこうした発話行為として表されている、と考えられている。そして、この両者を結びつけているのが、「おれは他人だ」という理解である。この理解の中に、鈴木は、「人」の意味と「相手の視点」をみてとり、しかもそれらが自説の自称詞論の「相手依存型の自己規定」という概念にあてはまると考えた、と言えるのではないだろうか。

鈴木は言う。「私がこの論文で明らかにしようとしていることは、一体どうして元来人間一般、あるいは他者を指すひとが、このように自分を示すことができるかの言語的なしくみであり、その解釈である。」（同上，p. 44）

鈴木説では、こうした心理的対立の心情がこの種の発話の仕方とどう関係するかを説明することに主眼があった、と言えるのである。

さて、話を「同調的枠組の拒否」に戻そう。

鈴木 (1976) には27の文例があげられ、そのうちの14例が鈴木 (1996) に再録されている。この14例について、「人」が使われている人間関係をみると次のようになる。家族 (親子, また家族同然の人) 2例, 夫婦 2例, 姉妹 1例, 友人 2例, 親しい知人 3例, 職場の関係 2例, ある関係でたまたま話すことになった人 2例である。このことから、この種の表現が日常的によく顔を合わせる関係の中で使われていることがわかる。

鈴木の挙げている例を 3例, 挙げよう。

1. 「……ゆみちゃん, お母さん, 殴ったりしてごめんね。……」
「いいのよ, お母さん。ああいうのは愛のムチとかいって, いいことになっているらしいから……。なんか御馳走たべたいわ。」
「まあ, 人をからかって……。脅迫して……。昨日到来した長崎カステラの箱をあければいいんでしょう。……」(石坂洋次郎「あいつと私」新潮文庫, p. 10)
2. 「……まあ, いいわ。私のことは自分がなんとかするから, 貴女もいつまでも自動車なんか乗ってないで, さっさと嫁いでしまいなさいよ, ね」……。
「まあ, ひどい。人がせっかく心配してあげているのに。ねえさんこのごろちとヒステリー気味ね」(石坂洋次郎「暁の合唱」新潮文庫, p. 395-396)

これらはそれぞれ母と娘, 職場の親しい人との対話である。娘の行為を心持ちたしなめたり (1), 自分の行為を示して少しすねてみたり (2) している。これらの例ではそれぞれの行為が「相手の視点」(2-3.) から, どんな行為かを言い合うことが, さらに二人の関係を深めていると言える。

3. といっても無駄だとわかりながら, やはり, 和代はいわずにいられない。

西本：現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析（四）

「あんまり，人を困らすのじゃないわ。同じ日本人じゃないの」（平岩弓枝「女の顔」文春文庫，p. 211）

これは，たまたま会って話すことになった見知らぬ者同士の会話である。相手の行為の内容を指摘して，話が面倒にならないうちに解決しようと促している。ここには先の1，2とは違った心理的な関係があるとしても，「人」を使った表現の用法の意味に違いはない。そして，これらの例文にみられるように，この種の「人」を使った表現は，「同調的関係の拒否」とは言えないと考えるのである。

むしろ，2-1.で述べたように，「人」を使ったべきであること（ないこと）を表した表現は，社会的に共有されているもので，三つの例はこのような共通の理解（あるいは心情）に訴えようとしていると言える。

つまり，この種の「人」を使った表現は，「同調的関係の拒否」ではなく，相手の行為をやめさせようとしたり，相手の行為の内容を指摘したりする場合に，こうした共有された理解に基づけたり，訴えたりしているところに，意味があると考えるのである。

まとめ

以上，鈴木説のそれぞれの問題点について，本論の立場を明らかにしながら論じてきた。その内容を一応まとめておこう。

鈴木説では，考察の対象が，発話者を指すと考えられる場合の「人」の用法に限られていたこと。それに対して本論では，この種の「人」の用法は，「人」を用いた「べきであること（ないこと）」を表す表現の一種であるから，このような用法の意味の考察が必要であると考えている。

そして，「人」を用いた「べきであること（ないこと）」を表す表現は，社会的に共有された理解であり，ある行為の内容の善悪を測るものとなっており，そこからある行為の意味（例えば，非難したりすること）が生じ

てくると考えるのである。しかし、鈴木説では、この種の「人」の表現の意味は、「人」は「他人」を意味し、「他人」である「私」の利害や権利などが何らかの意味で侵害されたことに対する反発であると考えられている。

鈴木説で、このように考察の中心が狭められた理由は明らかに、この種の「人」の用法を、自身の自称詞論と整合させようとしたためであることは、疑いない。本論では、それに対して、この種の「人」の用法を自称詞論としてだけで展開することはできないと考えるのである。

参 考 文 献

1. 「言語と社会」鈴木孝夫 岩波講座「哲学XI 言語」所収 1963
2. 「日本人の言語意識と行動様式」鈴木孝夫 「思想」No. 572 所収 1972
3. 「自称詞としての「ひと」」鈴木孝夫 慶応義塾大学言語文化研究所紀要 8号 1976
4. 『私の言語学』鈴木孝夫 大修館書店 1987
5. 『教養としての言語学』鈴木孝夫 岩波新書 1996
6. 「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析(一)」西本恵司 広島修大論集 第37巻第2号 1997
7. 「現代日本語における「人」と「人間」の用法の基礎的分析(三)」西本恵司 広島修大論集 第39巻第1号 1998

補記

参考文献7.の拙稿の本論に関係する部分に誤りがあるので、正しておきたい。

p. 224の2行目, 「[1]の1-2. (A, Bグループ)」は, 「[1]の3-2. (Aグループ)」が正しい。

同ページの4行目, 「(Dグループ)」は, 「(B, Dグループ)」が正しい。

同ページの9行目, 3-2. は3-3. が正しい。

p. 229の12行目, 「人」とも言い換えにくい, の「人」は「他の人」が正しい。